

スリーエム ジャパン グループ発注条件

本注文書の表面に記載される物品（以下「目的物」）の購入申込みを貴社が承諾することにより成立する売買契約（以下「本契約」）は、本契約の履行に関して適用される法律を相互に遵守の上、本注文書の表面ならびに、以下に記載される条件が適用されるものとします。

1. 目的物の引渡前に生じた目的物の滅失、毀損、盗難、紛失等は、買主の責に帰するものを除き、売主が負担する。
2. 目的物の納入または提供に際して適用される運賃、保険料、保管料、その他特別の費用は、別途両者間の合意がある場合を除き売主が負担する。
3. 売主は、本注文書に記載される納入期日（以下「納入期日」）を厳守し、買主の事前の承諾なく当該納入期日を変更してはならない。売主は、納入期日に目的物を納入できないことが明らかになったときは、直ちにその旨を買主に通知し、買主の指示に従うものとする。
4. 売主の責に帰すべき事由による納入期日の遅延が生じた場合には、売主の合意無く買主は本契約を解約することが出来る。
5. 買主の責に帰すべき事由による場合を除き、目的物の欠陥、仕様書・見本等との不一致、品質または外観不良、汚損、数量不足、その他の瑕疵、荷造の不完全、知的財産権の侵害その他により買主の被った損害は、売主が負担する。
6. 買主の責に帰すべき事由による場合を除き、目的物の製造上、設計上または表示上の欠陥に起因して第三者の生命、身体、財産等に損害が発生した場合、売主は買主がそのために蒙った損害および費用を賠償する。なお、売主は、本項に定める責任を負うため売主の費用負担にて生産物賠償責任保険を付保する等適切な措置を講じるものとする。
7. 売主は、本契約に基づく目的物の供給または提供に際して知得した買主の秘密情報（販売情報、原価情報、原材料、設計、仕様、性能、配合に関する情報等、以下「秘密情報」）について、自己の責に帰すべき事由によらず公知とならない限りこれを秘密に保持し、第三者に開示または漏洩せず、また本契約履行以外の目的に使用しないものとする。
8. 売主は、本契約履行に関し発明、考案、意匠、著作物の創作等（ノウハウ、トレード・シークレットを含み、以下「知的財産権等」）を行った場合は、直ちにその内容、経緯等を買主に通知し、その権利の帰属につき買主と協議する。但し、買主の秘密情報に基づきなされた知的財産権等については、これに係る一切の権利は買主に帰属する。
9. 売主は、目的物の製造、加工または実施における過程において適用される法律、規制、手続き等を遵守していること、ならびに目的物が買主による目的物の使用または利用において適用される法律、規制、手続き等に適合していることを保証する。
10. 売主は、買主に対し、次の各号に定める事項を表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他の反社会的勢力（以下、併せて「反社会的勢力」）ではないこと
 - (2) 売主が法人の場合、その株主・役員その他の者であって実質的に法人の全部または一部を支配する者が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 自らが反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていないこと
 - (4) 自らが反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、暴力的行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為、その他の違法行為を行なう者ではないこと
11. 売主が次の各号のいずれかに該当する場合、買主は何らの通知・催告なしに直ちに本契約を解除しその損害金を請求できる。(1)本契約の全部または一部を履行しないとき、または売主による本契約の全部または一部の履行が困難と買主が判断したとき、(2)手形または小切手を不渡りとしたとき、(3)第三者より仮差押・差押・強制執行または担保権の実行としての競売の申立てまたは公租公課の滞納処分を受けたとき、(4)監督官庁から営業の取消または停止等の処分を受けたとき、(5)破産・民事再生・会社更生等の申立があったとき、(6)清算または私的整理の手続きに入ったとき、(7)その他信用状態が悪化しまたはそのおそれがあると買主が判断したとき
12. 前項により本契約が解除された場合、売主は買主に対して負担する債務全額を支払うものとする。
13. 売主は、買主の書面による事前の承諾なしに、本契約から生じる権利、義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、または担保に供してはならない。
14. 天災地変、戦争、内乱、暴動またはその他の不可抗力、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関および保管中の事故、その他買主の責に帰することのできない事由による本契約の全部または一部の履行遅滞もしくは履行不能について買主は責任を負わない。これらの事由により買主の履行不能となった部分について本契約は消滅する。
15. 買主および売主の間に目的物に関し、本契約と競合する内容の既存契約書面がある場合は、当該既存契約書面の内容が優先して適用される。
16. 本契約に関する買主・売主間の紛争は、すべて本書記載の買主の住所地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

Ver 201901

注文書追加事項：検査完了期日 納入後 7 日